

# 大分県報

令和二年  
号外(八七)  
十月三十日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 特例休猟区の指定……………一
- 鳥獣保護区の更新……………二
- 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定について……………三

### 告示

大分県告示第六百十二号  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ・シカ)の捕獲等を行うことができる区域を指定する。  
令和二年十月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
赤根特例休猟区 (国東市)	令二・一一・一 から令五・一〇 ・三二まで	国東市国見町大字赤根にある県道山香国見線と市道赤根本線との交点を起点とし、県道山香国見線を南西に進み豊後高田市と国東市との市境に至り、同市境を北西に進み県道山香国見線に至る作業道との交点に至り、同作業道を東に進み県道山香国見線との交点に至り、同県道を北に進み市道千灯線との交点に至り、同市道を南東に進み林道上東不動線との交点に至り、同林道を東に進み県道文殊山浜線に至る作業道との交点に至り、同作業道を南東に進み県道文殊山浜線との交点に至り、同県道を南西に進み県道赤根富来浦線との交点に至り、同県道を南東に進み犬鼻峠に至る作業道

令和二年十月三十日

大分県報号外(告示)

一

立石特例休猟区 (大分市)	令二・一一・一 から令五・一〇 ・三二まで	大分市坂ノ市の国道一九七号と県道坂ノ市中戸次線との交点を起点とし、同県道を南に進み、県道臼杵坂ノ市線との交点に至り、同県道を南東に進み、市道臼杵坂ノ市線との交点に至り、市道臼杵坂ノ市線を南東に進み大分市と臼杵市の境界点に至り、この点から大分市と臼杵市との境界線を北東に進み、旧大分市と旧佐賀関町と臼杵市の境界点に至り、この点から旧大分市と旧佐賀関町の境界線を北に進み、国道一九七号との交点に至り、同国道を西に進み、起点に至る面積一、三七〇ヘクタールの区域
鹿伏岳特例休猟区 (九重町)	令二・一一・一 から令五・一〇 ・三二まで	九重町大字後野上の県道別府一の宮線と県道田野野上線との交点を起点とし、県道別府一の宮線を南に進み、町道北方線との交点に至り、同町道を北西に進み、県道猪牟田線との交点に至り、同県道を北西に進み、県道飯田高原中村線との交点に至り、同県道を北に進み、町道鹿伏線との交点に至り、同林道を南東に進み、林道鹿伏線との交点に至り、同林道を東に進み、林道鹿伏線との交点に至り、同林道を南東に進み、県道田野野上線との交点に至り、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、五六〇ヘクタールの区域
毛谷村特例休猟区 (中津市)	令二・一一・一 から令五・一〇 ・三二まで	中津市山国町大字槻木の林道井出の河内線と国道四九六号線との交点を起点とし、同国道を北に進み、英彦山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同境界を北西に進み、中津市山国町と福岡県京都郡みやこ町との境界との交点に至り、同境界を北に進み、中津市山国町と福岡県築上郡築上町との境界に至り、同境界を東に進み、中津市山国町と福岡県豊前市との境界に至り、同境界を東に進み、中津市山国町と中津市耶馬溪町との境界の交点に至り、同境界を南東に進み、中摩殿畑山の頂上から北へ約五〇メートルの地点で里道との交点に至り、同里道を西に進み、林道井出の河内線との交点に至り、同林道を西に進み起点に至る線に囲まれた面積一、二七二ヘクタールの区域

大分県告示第六百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。  
令和二年十月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
番匠川鳥獣保護区 (佐伯市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三二まで	佐伯市池船町の国道三八八号と番匠川左岸との交点を起点とし、同川左岸を東に進み、番匠川左岸河口に至り、同所から番匠川右岸河口(苦木の鼻)を見通した線上を進み、同河口(苦木の鼻)に至り、同所から番匠川右岸を南に進み、堅田川右岸との交点に至り、同川右岸を南に進み、木立川右岸との交点に至り、同川右岸を東に進み、県道長良木立線の津志河内橋に至り、同橋を南西に進み、木立川左岸との交点に至り、同川左岸を西に約一〇〇メートル進み、同所から堅田川右岸側先端を見通した線上を進み、同先端に至り、同所から堅田川右岸を南西に進み、県道佐伯蒲江線の堅田橋に至り、同橋を北に進み、堅田川左岸との交点に至り、同川左岸を東に進み、大越川右岸との交点に至り、同所から大越川左岸を見通した線上を進み、同川左岸に至り、同所から堅田川左岸を北東に進み、番匠川右岸との交点に至り、同川右岸を西に進み、市道金欄橋田の口線の稲垣橋に至り、同橋を北に進み、番匠川左岸との交点に至り、同川左岸を東に進み、起点に至る線に囲まれた面積三九七ヘクタールの区域
深島鳥獣保護区 (佐伯市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三二まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦の深島全島の面積八〇ヘクタールの区域
芹川鳥獣保護区 (大分市・竹田市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三二まで	竹田市直入町大字下田北の芹川ダムえん堤中央排水口を起点とし、同所から同えん堤を北西に進み、市道芹川線に至り、同市道を北西に進み、県道庄内久住線との交点に至り、同県道を南西に進み、林道塩手線との交点に至り、同林道を南西に七五〇メートル進み、
白丹鳥獣保護区 (竹田市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三二まで	竹田市久住町大字白丹字柳ヶ原の中部牧野道の毛礎利橋を起点とし、同所から潤島川支流城高川左岸を北西に進み、市道仲原赤川線との交点に至り、同市道を北西に進み、国道四四二号との交点に至り、同国道を東に進み、潤島川に架かる赤川橋に至り、同所から同川右岸を南東に進み、仲寺橋に至り、同所から潤島川支流城高川左岸を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積三一〇ヘクタールの区域
大原鳥獣保護区 (日田市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三二まで	日田市城内新町の市道田島有田線と市道中城池部線との交点を起点とし、市道中城池部線を上城内町方面に北西に進み、市道上城内若宮線との交点に至り、同市道を南に進み、県道戸畑日田線との交点に至り、同県道を東に進み、市道田島有田線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積六七ヘクタールの区域
五和鳥獣保護区 (日田市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三二まで	日田市大字小山の国有林日田事業区一〇六林班の面積九四ヘクタールの区域
山国川鳥獣保護区 (中津市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三二まで	中津市二ノ丁の中津川に架かる北門橋を起点とし、同川左岸側堤防を北東に進み、同川河口の埋立地に至り、同埋立地を北西に進み、山国川河口小祝港の人工突端に至り、同所から北方海域約二キロメートルの地点にある灯台を結ぶ線を進み、福岡県との県境に

尾崎鳥獣保護区 (豊後高田市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三一まで	至り、同県境を北に進み、同灯台から市道角木四番浜東線の終点の堤防上の地点を結ぶ直線との交点に至り、同直線を南東に進み、三百間堤防に至り、同堤防を西に進み、中津川右岸側堤防に至り、同堤防を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積一八一ヘクタールの区域	大分中部特定猟具 (銃) 使用禁止区 域 (大分市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三一まで	大分市大字原の県道高崎大分線と国道一〇号線との交点を起点とし、同国道を南東に進み、市道王子南線との交点に至り、同市道を南に進み、市道南春日駄原線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道王子権迫線との交点に至り、同市道を南に進み、県道大分白杵線との交点に至り、同県道を西に進み、東九州自動車道との交点に至り、同自動車道を西に進み、市道大分港・賀来線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道大分港・賀来バイパス線との交点に至り、同市道を北に進み、県道高崎大分線との交点に至り、同県道を北東に進み、起点一に至る線に囲まれた面積四五四ヘクタールの区域
家族旅行村鳥獣保護区 (宇佐市)	令二・一一・一 から令二二・一 〇・三一まで	宇佐市安心院町下毛の市道南毛線と県道山香院内線との交点を起点とし、同市道を北東に進み、津房川に架かる南毛橋に至り、同所から同川右岸を北東に進み、佐田川との合流点に至り、同所から同川右岸を南東に進み、県道山香院内線の長瀬橋に至り、同所から同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積三三九ヘクタールの区域	大分市顕徳町の国道一〇号と県道大分白杵線との交点を起点とし、同県道を南西に進み、県道鶴崎大南線との交点に至り、同県道を南に進み、東九州自動車道との交点に至り、同自動車道を西に進み、県道弁天横瀬自転車道線との交点に至り、同県道を南東に進み、国道一〇号との交点に至り、同国道を北西に進み、起点二に至る線に囲まれた面積一、九八二ヘクタールの区域		
大分県告示第六百十四号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第三十五條第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域(銃)を指定する。 令和二年十月三十日	大分県知事 広瀬勝貞	区域及び面積			
名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積			

令和二年十月三十日

大分県報号外(告示)